

シーメンス贈賄事件について

2009年6月11日

RIETI／BBLセミナーご説明資料



独立行政法人 日本貿易保険(NEXI)

「独シーメンス、米独当局に1200億円支払い、不正支出事件の罰金など。」

ドイツの総合電機大手シーメンスは、2006年に発覚した大規模な不正支出事件に伴う罰金などとして、米証券取引委員会（SEC）など米独の当局に対して約10億ユーロ（約1200億円）を支払うと発表した。

（2008年12月16日 日本経済新聞夕刊・要約）

OECDと贈賄

ORGANISATION
FOR ECONOMIC
CO-OPERATION
AND DEVELOPMENT



1997年 OECD贈賄防止条約に署名

2000年 輸出信用部会(ECG)にて「Action Statement」を採択

→2006年 「公的輸出信用と贈賄に関するOECD理事会勧告(贈賄勧告)」

<贈賄勧告より>

- ◆贈賄企業に対し、通常よりも厳格な審査を適用する。(f項)
- ◆公的支援前に、当該取引が贈賄に関与したことが判明した場合(j項)
 - 公的支援前の場合は、内諾一時停止し、通常よりも厳格な審査
 - 贈賄が関わったという結論に至った場合は、信用供与の打ち切り。
- ◆公的支援後に、当該取引が贈賄に関与したことが判明した場合(k項)
 - 保険金支払いの拒絶、支払済み保険金返還手続き

問題意識

OECD贈賄勧告では、贈賄行為を行った企業に対して、公的輸出信用の付保の制限を規定。

このため、シーメンス社が贈賄行為に関与していた場合、ドイツの公的輸出信用機関であるユーラ・ヘルメス(Euler Hermes)による公的輸出信用の付与が制限される。



国際的事業を行うシーメンス社にとっては大打撃！

<シーメンス社概要>

- ドイツ最大のエンジニアリング会社
- 総社員数約43万人、世界190カ国に拠点、売上高725億ユーロ
- 国や地方自治体向けの、建設、通信機器・システム、発電、輸送機器などの事業に従事

贈賄に関する取り決め

◆1999年、ドイツ政府がOECDの贈賄禁止条約を批准



ドイツで、外国公務員に対する贈賄を禁じる法律が制定

◆2001年、シーメンス社は、米国にて“Issuer”として登録



海外腐敗行為防止法 (FCPA) の適用対象企業となった

シーメンス社への捜査

2006年11月、ミュンヘン検察局により贈賄の疑いで強制捜査



シーメンス社より、米国司法省・連邦証券取引委員会 (SEC) に対し、複数国でのFCPA違反の可能性を報告、内部調査を開始。

① 米国司法省での刑事訴追

原告 (Plaintiff) :
アメリカ合衆国

被告 (Defendants) :

シーメンス社	Siemens Aktiengesellschaft
シーメンス・アルゼンチン	Siemens S.A. (Argentina)
シーメンス・バングラデシュ	Siemens Bangladesh Limited
シーメンス・ベネズエラ	Siemens S.A. (Venezuela)

事実関係

各地でプロジェクトに関係する公務員に対し、コンサルタントを通じて、多額の賄賂を支払い、その支払いを「コンサルタント費用」や「弁護士費用」として計上

シーメンス社

不透明な支払いメカニズム
イラク／国連・Oil for Food Program契約

シーメンス・アルゼンチン

アルゼンチン政府／国民IDカードプロジェクト

シーメンス・バングラデシュ

Bangladesh Telegraph Telephone Board ／携帯電話プロジェクト

シーメンス・ベネズエラ

バレンシア市／メトロ・バレンシア・プロジェクト
マラカイボ市／メトロマラカイボ・プロジェクト

不正な支払いとされた金額

プロジェクト	対象	期間	金額(ドル)
多様な支払い手法	シーメンス社	2001年～2007年	805,500,000
国連Oil for Food Program	シーメンス・フランス等	2000年～2002年	1,736,076
国民IDカードプロジェクト	シーメンス・アルゼンチン	2001年～2007年	31,263,000
携帯電話プロジェクト	シーメンス・バングラデシュ	2001年～2006年	5,319,839
メトロプロジェクト	シーメンス・ベネズエラ	2001年～2007年	18,782,965

米国司法省での判決

シーメンス社他、4社は、本件の適切な解決策は、司法取引(Plea Agreements)であるとのことで合意

シーメンス社

<適用規定> FCPAの内部統制規定違反及び会計帳簿規定違反
<罰金> 4億4850万米ドル

シーメンス・アルゼンチン

<適用規定> FCPAの会計帳簿規定違反
<罰金> 50万米ドル

シーメンス・ベネズエラ、シーメンス・バングラデシュ

<適用規定> FCPAの贈賄禁止規定、会計帳簿規定違反
<罰金> 各社50万米ドル

② 連邦証券取引委員会 (SEC)での民事訴訟

原告 (Plaintiff) :

連邦証券取引委員会 (SEC)

被告 (Defendants):

シーメンス社 (Siemens Aktiengesellschaft)

<判決>

シーメンス社は、委員会の主張を否認も認容もせず、委員会に3.5億ドルの不当利得を返還すること (disgorgement) に合意した。

③ ドイツ・ミュンヘン検察局での判決

- 不十分なコンプライアンス体制の下で、不正資金が積み立てられ、外国での受注の獲得のために賄賂として送られた。
- シーメンス社は違法行為により獲得された契約で、少なくとも3億9475万ユーロの経済的利益を得た。

<判決>

ミュンヘン検察局は、取締役会の監督責任懈怠に対して、シーメンス社に3億9500万ユーロの罰金の支払いを命じた。

アメリカ・ドイツでの判決

1 米国司法省での判決

- シーメンス社は、内部統制規定違反及び会計帳簿規定違反に対する罰金を支払い、司法取引を行った。
- 一方、シーメンス・ベネズエラ、シーメンス・バングラデシュに対しては、贈賄禁止規定違反による有罪が課された。

2 SECでの判決

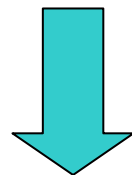
- シーメンス社は、委員会の主張を否認も認容もせず、不当利得を返還。

3 ミュンヘン検察局での判決

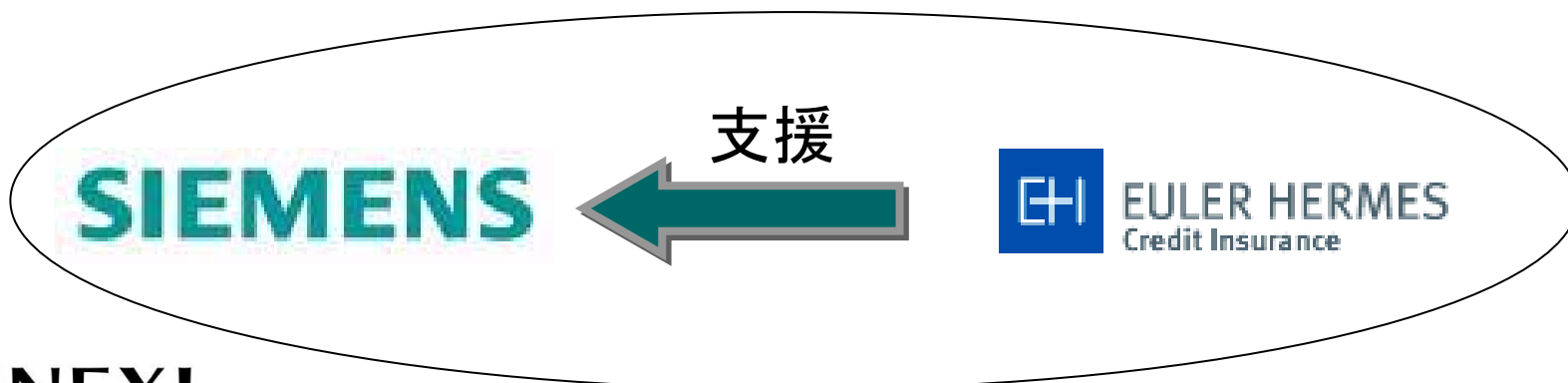
- 取締役会の監督責任懈怠に対して、シーメンス社に罰金が課された。

結論

アメリカ・ドイツ、いずれの裁判においても、シーメンス社の贈賄行為自体を処分する判決は出ていない。



シーメンス社は、贈賄行為に関与したことにならず、ユーラ・ヘルメスの付保継続は正当化される。



その後

米国司法省・起訴状より

“The Department’s analysis of collateral consequences included the consideration of the risk of debarment and exclusion from government contracts.”

シーメンス社・プレスリリースより

“the lead agency for U.S. federal government contracts, the Defense Logistics Agency (DLA), issued a formal determination that Siemens remains a responsible contractor for U.S. government business.”